

平成 21 年 6 月 30 日
周南社協要綱第 87 号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
有 料 広 告 事 業 実 施 要 綱

一部改正 令和 3 年 2 月 24 日 令和 3 年 7 月 15 日 令和 7 年 4 月 21 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の新たな財源を確保し、市民の福祉サービスの向上に資することを目的として、本会が有する資産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載する事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 本会の資産のうち広告掲載が可能なものをいう
 - (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載または掲出することをいう
- (広告の適用除外)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法律等に違反するもの、またはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの、またはそのおそれがあるもの
- (4) 青少年の健全育成上有害であるもの、またはそのおそれがあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 公衆に不快な感情を与えるおそれがあるもの
- (8) 広告媒体の品位、公共性及び公益性を妨げるおそれがあるもの
- (9) 広告媒体の閲覧者に不利益を与えるおそれがあるもの
- (10) 社会問題についての主義主張に関するもので本会会長（以下「会長」という。）が不適当と認めるもの
- (11) その他、広告媒体に掲載する広告として会長が不適当と認めるもの

一部改正（令和 7 年 4 月 21 日）

(広告媒体の種類)

第 4 条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 社協だより 年 4 回（7 月、10 月、1 月、3 月）発行する本会広報誌
 - (2) 封筒 案内状、通知文その他連絡文書を封入するためのもの
 - (3) ホームページ インターネット上に掲示されている本会電子情報
 - (4) その他 その他、会長が適当と認める媒体
- (広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに会長が別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告の募集方法、価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに会長が別に定める。

一部改正（令和7年4月21日）

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 社協だより 一発刊単位とし、連続する掲載期間は、当該年度の最終発刊号までの期間とする
- (2) 封筒 広告が掲載されている希望枚数の封筒を使い切るまでの期間とする
- (3) ホームページ 毎月1日を基準とする月単位とし、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、年間の期間とする
- (4) その他 当該広告媒体ごとに会長が別に定める期間とする

追加（令和7年4月21日）

(広告掲載の申込)

第8条 広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、有料広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入の上、必要な書類を添えて、会長に申込むものとする。

2 前項の必要な書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広告の原版または原稿
- (2) 申込者の情報が分かる会社等のパンフレットや規約等
- (3) その他、会長が申込みについて必要と認めるもの書類

3 前2項の規定は、電磁的方式により申込みを行うものとする。

追加（令和3年2月24日） 一部改正（令和7年4月21日）

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の規定により申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 会長は、審査の結果を申込者（以下「広告主」という。）に有料広告掲載決定通知書（様式第2号）または有料広告掲載否決通知書（様式第3号）により通知するものとする。

追加（令和3年2月24日） 一部改正（令和7年4月21日）

(広告の審査及び協議)

第10条 前条に定める審査は、広告媒体の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう本会で審査するとともに、予定した広告数を超える申込みがあったときは、次の各号に定める掲載順位に従い決定するものとする。

- (1) 第1順位 周南市内にのみ事業所等を有する私企業または自営業にかかる広告
- (2) 第2順位 周南市内に本社を有する私企業または自営業にかかる広告
- (3) 第3順位 前各号に定めるもの以外の私企業または自営業にかかる広告
- (4) 第4順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものにかかる広告

2 会長は、広告の内容について必要がある場合は、広告主と協議するものとする。

追加（令和3年2月24日） 一部改正（令和7年4月21日）

(広告内容等の変更)

第 11 条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先ホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

2 広告主の都合により広告内容を変更するときは、有料広告掲載申込内容変更届（様式第 4 号）を速やかに会長に提出しなければならない。

3 前項の規定は、電磁的方式により届け出を行うものとする。

追加（令和 3 年 7 月 15 日） 一部改正（令和 7 年 4 月 21 日）

（広告掲載の取消）

第 12 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができるものとする。

（1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

（2）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

（3）前条第 1 項の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

（4）前条第 1 項の規定によっても解消できないとき

（5）その他、広告媒体に掲載する広告として会長が不適当と認めたとき

追加（令和 3 年 7 月 15 日） 一部改正（令和 7 年 4 月 21 日）

（広告掲載の取下）

第 13 条 広告主の都合により、広告掲載を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、会長に申し出なければならない。また、この場合の申し出は、第 11 条第 2 項及び第 3 項を準用し手続きを行うものとする。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取下げたときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

追加（令和 3 年 7 月 15 日） 一部改正（令和 7 年 4 月 21 日）

（広告掲載料の返還）

第 14 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取消した月以降の納付済月額の総額とする。

3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

追加（令和 3 年 7 月 15 日） 一部改正（令和 7 年 4 月 21 日）

（広告掲載料の支払）

第 15 条 本会は、広告主に対し、広告掲載日以後に広告料を有料広告掲載料金請求書（様式第 5 号）により請求するものとする。

2 広告主は、前項の請求書を受取った日から 1 月以内に、当該広告料を支払うものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

追加（令和 3 年 2 月 24 日） 一部改正（令和 7 年 4 月 21 日）

（広告主の責務）

第 16 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、広告を掲載する権利を第三者に譲渡または承継させてはならない。

4 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とするものとする。

追加（令和3年2月24日） 一部改正（令和3年7月15日・令和7年4月21日）

（損害賠償請求）

第17条 広告主の責により本会が損害を被ったときは、会長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

追加（令和7年4月21日）

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

一部改正（令和7年4月21日）

附 則

この要綱は、平成21年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則（令和7年4月21日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。